

令和6年度Uターン情報発信事業委託業務の  
公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領

1 提出書類

(1) 提出書類及び様式

番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数
1	ノベルティの作成	表紙含めA4サイズ 6枚以内
2	キャンペーンの提案	
3	その他Uターンの機運醸成につながる事業の提案	
4	実施体制及び本仕様書に定める業務に類する実績	A4サイズ
5	経費見積書	2枚以内

- ・サイズはA4又はA3の用紙を使用し、A3の用紙を使用する場合A4サイズ2枚分としてカウントするものとする。提出の際はA4の大きさに折って編纂してください。
- ・表紙は、企画提案書事業所名、代表者名、所在地、担当者名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載してください。
- ・全て片面印刷とし、目次とページ番号を入れてください。

2 企画提案のポイント

(1) 記述する内容

- ・記載内容は、別紙1の項目に沿ってできる限り具体的に記載すること。
- ・下記①、②に関して、高知県UIターンサポートセンター（以下「センター」という。）が準備する広告素材を活用し一体的なデザインで実施すること。特に、②は目的を達成するために、ターゲットやデザインコンセプトなどを明確にした説得力のある取組内容及び期待できる効果等について実現性の高いものを提案すること。また、可能な限り効果を定

量化して示すこと。

①Uターンを促すノベルティの提案

②Uターン促進キャンペーン・その他Uターン促進の機運醸成につながる事業の提案

## (2) 提出書類等についての留意事項

- ・紙（正本1部、副本9部 計10部）及び正本のデータを格納した記録媒体（1部）の両方を提出してください。記録媒体はパソコンで読み込み可能なDVD-R等を使用してください。
- ・専門用語は極力用いないこと。やむを得ず用いる場合でも必要最小限の使用にとどめ、注釈を記載する等、平易な表現にしてください。
- ・文字だけの説明でなく、図や表、絵コンテなども使用し、見やすい提案書にしてください。
- ・審査委員は提案書を基に審査し、センターは候補者の提案書を基に交渉を行うので、契約時に履行できないと思われるような誇張した記述や、様々な意味に解釈されるような紛らわしい記述はしないでください。

## 3 企画提案をするにあたっての留意事項

(1) 企画提案書は1参加者につき1提案とします。

(2) 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません。

(3) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。

ア 虚偽の内容が記載されているもの

イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの

(4) 個人情報の保護については、個人情報保護法を遵守してください。

(5) 提案書類は、著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮してください。

(6) 成果品については、センター及び高知県庁の業務の実施、運営、広報のために必要な範囲内で、センター自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又はセン

ターの委託した第三者を通して複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとします。

#### 4 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

持参の場合には、下記7の担当者に直接手渡してください。担当が不在の場合は、センターの職員に直接手渡してください。

#### 5 提出期限

令和6年7月9日（火）17時必着

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受理できませんのでご注意ください。

#### 6 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受理されたときは、提出者に対して書類が到着したことを電子メールの送信等でお知らせします。（ただし、直接持参いただいた場合を除く。）

#### 7 提出先及び問合せ先

（一社）高知県UIターンサポートセンター

担当者 横山、岡崎

住所 〒780-0870 高知県高知市本町4丁目1番32号 こうち勤労センター5階

TEL 088-855-6648

FAX 088-855-7764

E-mail [office@iju-jinzai.kochi.jp](mailto:office@iju-jinzai.kochi.jp)

＜企画提案書 記載事項＞

※特に提案を求めるポイント

1 ノベルティの提案

(1) 使用する場面

- ・東京や大阪で開催するUターン相談会や観光イベント、物産イベント等で手渡し
- ・よさこい祭りなど、県内で開催する帰省時期のイベント等で手渡し

(2) 作成個数

4,000 個

(3) デザイン、形態

ノベルティ本体にセンターの連絡先、センターサイトの二次元バーコード等、誘導を図る掲載を最低限 1 つは表示するものとし、本事業の目的の達成につながると考えられるもので、認知度向上又は効果測定の観点から有用であるものとする

2 Uターン促進キャンペーン・その他Uターン促進の機運醸成につながる事業の提案

(1) キャンペーン

＜実施イメージ＞

県内及びUターン候補者にUターン促進の情報が広がるよう、県民参加型のキャンペーンの開催（キャンペーンにより募集した作品等の発表による二次利用による発信含む）

※参考（R5年度実施）：移住川柳の募集

X（旧 Twitter）にて高知の移住に関する川柳を一般募集し、様々な賞を設けて、県民参加型のキャンペーンを実施し、受賞後は受賞作品の発表により、さらに認知度向上につなげた

＜実施時期＞

8月のよさこい祭りやお盆時期に募集、告知が間に合うよう行い、他のUターン促進の情報発信と併せて行うことで相乗効果を図る

(2) その他Uターン促進の機運醸成につながる事業

仕様書(案)の第2、1、(4)に記載のとおりセンター及び高知県が準備する広報素材を使い、(1)及び(2)に記載する業務のようなUターン候補者が多く利用する施設等での広報素材を使った広告等の実施により、Uターン候補者の印象に残る内容を提案すること。キャンペーンとの連動も可能であり、特に8月、12月、1月の実施を想定。